

商工会だより

はまなか

第309号
 令和元年 9月 6日
 発行/浜中町商工会
 責任者/事務局長 越田正昭
 TEL 62-2144
 FAX 62-2494

商工会ホームページ <http://shoko.hamanaka-net.jp/>
 商工会 Facebook <https://www.facebook.com/HamanakaShoko>
 商工会 Twitter https://twitter.com/Hamanaka_Shoko
 ■商工会員数192名（個人86名・法人80名・定款16名・賛助10名）
 令和元年 8月30日現在

ルパン三世フェスティバル in 浜中町・第58回きりたっぷ岬まつりが開催されます

今年は「モンキー・パンチ・スペシャル」として、8月31日(土)～9月29日(日)まで開催します！

ステージイベントを中心とする「ONE DAY EVENT」は9月15日(日)に『きりたっぷ岬まつり』と併催とし、浜中町だけの特別展示やラリー企画を、1ヶ月の間展開します！

ルパン三世フェスティバル in 浜中町 ONE DAY EVENT

9月15日(日) 10:00～16:00

第58回きりたっぷ岬まつり

9月15日(日) 10:00～15:30

ルパン三世
 in HAMANAKA TOWN
Monkey Punch Collection PART 2
Monkey Punch Collection PART 1
LUPIN THE 3RD
LUPIN THE 3RD PART 2
LUPIN THE 3RD PART 1
LUPIN THE 3RD PART 0
LUPIN THE 3RD PART 3
LUPIN THE 3RD PART 4
LUPIN THE 3RD PART 5
LUPIN THE 3RD PART 6
LUPIN THE 3RD PART 7
LUPIN THE 3RD PART 8
LUPIN THE 3RD PART 9
LUPIN THE 3RD PART 10
LUPIN THE 3RD PART 11
LUPIN THE 3RD PART 12
LUPIN THE 3RD PART 13
LUPIN THE 3RD PART 14
LUPIN THE 3RD PART 15
LUPIN THE 3RD PART 16
LUPIN THE 3RD PART 17
LUPIN THE 3RD PART 18
LUPIN THE 3RD PART 19
LUPIN THE 3RD PART 20
LUPIN THE 3RD PART 21
LUPIN THE 3RD PART 22
LUPIN THE 3RD PART 23
LUPIN THE 3RD PART 24
LUPIN THE 3RD PART 25
LUPIN THE 3RD PART 26
LUPIN THE 3RD PART 27
LUPIN THE 3RD PART 28
LUPIN THE 3RD PART 29
LUPIN THE 3RD PART 30
LUPIN THE 3RD PART 31
LUPIN THE 3RD PART 32
LUPIN THE 3RD PART 33
LUPIN THE 3RD PART 34
LUPIN THE 3RD PART 35
LUPIN THE 3RD PART 36
LUPIN THE 3RD PART 37
LUPIN THE 3RD PART 38
LUPIN THE 3RD PART 39
LUPIN THE 3RD PART 40
LUPIN THE 3RD PART 41
LUPIN THE 3RD PART 42
LUPIN THE 3RD PART 43
LUPIN THE 3RD PART 44
LUPIN THE 3RD PART 45
LUPIN THE 3RD PART 46
LUPIN THE 3RD PART 47
LUPIN THE 3RD PART 48
LUPIN THE 3RD PART 49
LUPIN THE 3RD PART 50
LUPIN THE 3RD PART 51
LUPIN THE 3RD PART 52
LUPIN THE 3RD PART 53
LUPIN THE 3RD PART 54
LUPIN THE 3RD PART 55
LUPIN THE 3RD PART 56
LUPIN THE 3RD PART 57
LUPIN THE 3RD PART 58
LUPIN THE 3RD PART 59
LUPIN THE 3RD PART 60
LUPIN THE 3RD PART 61
LUPIN THE 3RD PART 62
LUPIN THE 3RD PART 63
LUPIN THE 3RD PART 64
LUPIN THE 3RD PART 65
LUPIN THE 3RD PART 66
LUPIN THE 3RD PART 67
LUPIN THE 3RD PART 68
LUPIN THE 3RD PART 69
LUPIN THE 3RD PART 70
LUPIN THE 3RD PART 71
LUPIN THE 3RD PART 72
LUPIN THE 3RD PART 73
LUPIN THE 3RD PART 74
LUPIN THE 3RD PART 75
LUPIN THE 3RD PART 76
LUPIN THE 3RD PART 77
LUPIN THE 3RD PART 78
LUPIN THE 3RD PART 79
LUPIN THE 3RD PART 80
LUPIN THE 3RD PART 81
LUPIN THE 3RD PART 82
LUPIN THE 3RD PART 83
LUPIN THE 3RD PART 84
LUPIN THE 3RD PART 85
LUPIN THE 3RD PART 86
LUPIN THE 3RD PART 87
LUPIN THE 3RD PART 88
LUPIN THE 3RD PART 89
LUPIN THE 3RD PART 90
LUPIN THE 3RD PART 91
LUPIN THE 3RD PART 92
LUPIN THE 3RD PART 93
LUPIN THE 3RD PART 94
LUPIN THE 3RD PART 95
LUPIN THE 3RD PART 96
LUPIN THE 3RD PART 97
LUPIN THE 3RD PART 98
LUPIN THE 3RD PART 99
LUPIN THE 3RD PART 100

浜中町
グルメの祭典!
岬まつり
つかみどり!
カキつかみどり
サンマつかみどり
2019.9.15
第58回
北海道浜中町
2019.9.15
9/15
10:00-15:30
会場/浜中町総合文化センター
15:00~
大抽選会
15:00~
地産産品が当たる!!
大抽選会
15:00~

浜中町「食と観光」プレミアムフランチング事業（調査研究事業）について

浜中町商工会では、全国商工会連合会の補助を受け、7月より次の2つの事業メニューを展開し、飲食等の魅力度を高め、観光客の増大により町内の商工業者の活性化と経済の発展を目指し、事業を進めています。

※7月～11月までの事業進捗状況をお知らせいたします。

①「浜中町・四季のご当地グルメ」開発とその需要調査

- ・7月中旬～8月下旬：首都圏料理人と委託コンサルタントによる浜中食材を活用したご当地グルメ打ち合わせ（随時）
- ・7月中旬～8月下旬：町内飲食店へのグルメ開発と係る協力依頼
- ・8月初旬～8月下旬：町内加工業者及び産業団体への食材リスト依頼
- ・8月26日～27日：町内学校の児童・生徒への飲食アンケート調査依頼
- ・9月9日（月）：首都圏料理人訪問によるご当地グルメのサンプル試食及び意見交換
- ・9月13日（金）：町内学校のアンケート調査回収、委託コンサルへ提出し、首都圏料理人とのご当地グルメの協議検討
- ・10月28日（月）：首都圏料理人からご当地グルメの提供及び飲食関係者にメニューのレクチャー

②浜中町の雄大な自然・産業を活用した「魅力ある着地型の観光開発」とその需要調査

- ・7月中旬～8月下旬：東京で日本ウォーキング協会と受託コンサルとの打ち合わせ（随時）
- ・8月13日（火）：跡見学園女子大生（東京都）による町内ウォーキング想定コースの下見調査及び意見交換
- ・8月27日（火）：委託コンサルと観光関係者及び行政、観光協会とのウォーキングコース等に係る意見交換
- ・10月8日～10日：日本ウォーキング協会による浜中町でのコース造成に係る下見調査及び観光関係者等との意見交換
- ・11月下旬：日本ウォーキング協会からのコース造成案に係るアンケート調査等

キャッシュレス端末の説明会について

日頃、当会の活動にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、去る8月上旬に当会ではキャッシュレス端末についての説明会を実施いたしました。お忙しい中、多数の会員様に足を運んでいただき、ありがとうございました。説明会を通じて、キャッシュレス端末へのご理解を深めることが出来たと思います。

その後、当会でクレジットカード決済に対応したキャッシュレス端末の情報について調査したところ、リクルート社よりiPadを用いたキャッシュレス端末の提供を受けられる事が判明いたしました（審査に通過後iPad及びキャッシュレス端末機器導入は無償）。つきましては、9月18日（水）に、ソフトバンク社・リクルート社からの説明会を商工会館にて開催する予定です。（ソフトバンク社：18時30分～、リクルート社：19時30分頃～）

今回の説明会では、キャッシュレス端末についての説明は勿論のこと、リクルート社独自のアプリを用いたレジシステムの説明も実施いたします（レジシステムアプリ導入は無償）。この機会を是非活用していただき、キャッシュレス端末機器や、10月以降の消費税増税に対応するレジシステム等に係る導入費用の削減につながると幸いです。

詳細は別紙チラシをご覧ください。



国の「キャッシュレス・消費者還元事業」について（ご注意）

国の「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）」ですが、既にキャッシュレス決済を導入済みの事業者の方で、ポイント還元への登録を別途行わなくても自動的に支援対象となると誤認されている方がいらっしゃるようです。

ポイント等の還元を実施するには、①キャッシュレス決済事業者との契約、②決済事業者を通じて還元事業への加盟店登録、が必要となります。決済事業者との契約のほかに、**決済事業者を通じて加盟店登録を行う**必要がありますのでご注意ください。

また、事務局及び決済事業者が、本事業（キャッシュレス・消費者還元事業）のために、**対象となる事業者（対象加盟店）及び消費者の口座番号を電話にてヒアリングすることはございません**。詐欺等の可能性もありますので、ご注意ください。

ご不明な点がありましたら、商工会までご連絡ください。

軽減税率対策補助金（レジ補助金）の補助対象期間について

中小企業庁より、標記補助金の補助対象要件となっている2019年9月30日までの設置（導入・改修）、支払い期限について、以下のとおり変更がありました。

○軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援

【変更前】

2019年9月30日（月）までにレジ・券売機の設置（導入・改修）、支払いを完了し、2019年12月16日（月）までに補助金を申請する。

【変更後】

2019年9月30日（月）までにレジ・券売機の契約等の手続きを完了し、2019年12月16日（月）までに補助金を申請する。

○請求書管理システムの導入・改修の支援（※）

【変更前】

2019年9月30日（月）までに請求書管理システムの導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日（月）までに補助金を申請する。

【変更後】

2019年9月30日（月）までに請求書管理システムの契約等の手続きを完了し、2019年12月16日（月）までに補助金を申請する。

（※）請求書管理システムの導入・改修のうち、ソフトウェア自己導入型（C-2型）（中小企業・小規模事業者自らがパッケージ型の製品・サービスを購入し導入する場合）については、従来どおり導入・改修を終え支払いを完了する日が、2019年1月1日から2019年9月30日までの間であるものが補助の対象になります。

○受発注システムの改修等の支援 変更なし

本件に関する詳細はこちら

<軽減税率対策補助金事務局><http://kzt-hojo.jp/>

労務リスク対策セミナーの開催について

商工会報第308号でお知らせしましたが、**10月10日（木）19時より**、商工会館にて標記セミナーを開催することとなりました。

詳細は別紙チラシをご覧ください。

働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか！？

- 時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。
- 労働者に対する5日以上の有給休暇取得が義務化されました。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

詳しくは、厚生労働省 働き方改革特設サイト（支援のご案内）
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

健康増進法の一部改正について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されます。（原則屋内禁煙）（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関においては令和元年7月より施行、原則敷地内禁煙）

本法律により、事業者の皆様だけではなく国民の皆様におかれても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。

「なくそう！望まない受動喫煙」Web サイト (<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **861**円

効力発生效年月日 令和**元**年**10**月**3**日

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

北海道の中小企業向け融資制度について

道庁では、中小企業の皆様の様々な目的に応じて、低利な融資制度である「中小企業総合振興資金」をご用意しています。

○事業規模の拡大、経営効率化などをお考えの場合、「ライフステージ対応資金（ステップアップ貸付）」が対応しています。

- ・資金用途 事業資金（設備や運転資金） ・融資金額 8,000万円以内
- ・融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- ・融資利率 固定金利又は変動金利（例：固定金利 3年以内1.3%）
- ・信用保証 任意

○取扱金融機関 北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合ほか

○備考：道庁が直貸する形ではなく、上記の取扱金融機関の審査を経た上で、貸付が行われます。（道は貸付原資の一部を支援しています）

○詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

○問い合わせ先

北海道 経済部地域経済局中小企業課 金融グループ（主査（制度融資））

TEL：011-204-5346（直通）

両立支援等助成金について

厚生労働省では、職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活動推進に取り組む事業主を支援するための両立支援等助成金制度を設けており、制度活用を促しているところです。

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

※厚生労働省ホームページのトップページの右上検索窓で「両立支援等助成金」と検索いただき、「事業主の方への給付金のご案内」をご覧ください。

商工会「加入・変更・脱退」のお知らせ

令和元年 8月分受付迄（敬称略）

【加入】よろしくお祈いします。

1. Recプロダクション [茶内]
代表 澤辺 慎也

【変更】よろしくお祈いします。

1. (有)霧多布清掃社 [霧多布]
代表 小松 克也 → 小松 壽子
2. (有)南波重機 [浜中]
代表 南波 令子 → 緒方 範明

【脱退】長い間ありがとうございました。

1. でんきの葛西 [霧多布]
代表 葛西 豊
2. 居酒屋 乾杯 [茶内]
代表 大友 瑠利子



事務局長 越田 正昭

経営指導員 久保 佳介

補助員 斎藤 惇

記帳専任職員 守岡 ダニエル武雄

記帳指導職員 坂本 美帆

(※現在育休中)

臨時職員 山岡 純子

臨時職員 安藤 かな

